

第 1 回環境影響評価審議会の審議概要（厚別山本公園造成事業環境影響評価準備書）

項 目	意見・質問等の概要（委員）	事業者回答（みどりの推進部）
自然の遷移・保全 エリアの造成計画 について （西川委員）	○左側（北側）のエリアには草原があるが、全部作り直すのか、それとも既存のものを活かしながら幾らか植栽するのか？	○現状では残せるものは残したいと考えているが、詳細はこれから決めていく。市民植樹で植えた木やヤナギ類についても残せるものは残していきたい。
	○方法書段階では、植物としては外来種が多くて貴重な植物は少ないが、鳥類の生息地としては重要だとする意見があったので、どう考慮し整理したか？	○詳しくは部会で説明したい。最終的には整備後に多様な生物の生育環境になるような配慮をしていきたいので、造成中は既存生物への影響をできるだけ与えないようにしたい。工区を分けることで配慮していきたい。
造成計画 （半澤委員）	○計画の公園は周辺といかに調和させるかということを中心に行うと理解してよいか？	○そういうふうにしていきたい。
	○もともとどうあったか（処分場になる前）は問題にならないということか？	○過去には水田があったが、今は高台になっており、それを復元することは困難なため、現在の環境で周囲との調和をどう図るかという観点で考えている。
処分場湧出ガス （東條委員）	○既存ガス抜き管の取扱い：来場者に対するケア（そのまま残す）、周囲への拡散（横引き）の配慮が必要だが、どこまで検討しているか？ ○駐車場舗装時の扱いも十分な注意を要する。（爆発事故） ○ガス測定はガス抜き管のどこで測るのか？深度が重要。	○山口、モエレ沼と同様に、ガス抜きを実施しており、調査も実施して安全対策を行っていくことを考えている。 ○現在の観測では、一部メタンが確認されているが、硫化水素系のガスは確認されていない。 ○測定はガス抜き管の内部で測ったものである。
	○造成エリアに作る湿地の構造は？内部と遮断した形状をとるものか？	○構造としては、ゴミ層を分離する水が一緒にならない形状のものを考えている。積極的に水呼び込むものではなく、雨が一時的に滞留して少しじゅっとしたようなものを考えている。
審議会での審議範囲の確認 （島田専門委員）	○準備書の内容が適切かどうかだけでなく、供用時点でどのような公園となるか、どういう管理がなされるかまで踏み込んだ議論をしていいものなのか？ ※埋立地に公園造成する事業であれば、現在の環境が保全されるかどうかということだけに限った議論はあまり意味が無く、供用後の来園者の状況や管理の仕方まで考えないのでは、余り中身がないと感じたので。	（事務局回答） ○環境影響評価の手続きのなかでは、その事業がいかに環境に配慮されたものとして進めていくかを行っていくものであり、現段階での事業熟度による計画に対して議論してもらうものとする。

項 目	意見・質問等の概要（委員）	事業者回答（みどりの推進部）
植栽計画 （宮木委員）	○生物多様性を守るような場所をつくる といっても、植樹する樹種や配置でか なり影響が出ると考えるが、具体的な 計画が決まっているのか？そうであれ ば、この場で議論していいのか？	○基本設計で、道産の樹種を使うなど ある程度の計画はできている。 この場で、議論するのかどうかは分 からない。
工事計画等 （遠井委員）	○工事が長期に渡ることから、今後の管 理によって状況が変わるのではない か？施工期間中に予測しないような変 化にどう対応するのか？	○準備書を作るにあたっては、あくま での公園を整備したときにどうなる かという観点から影響評価をしてお り、事業の影響は少ないと考えてい る。その後の維持管理も含めて公園 を利用することに対しても概ね支障 が無いと考えている。
	○工事が長期に渡ることについて周辺住 民へ工事の全体計画的なことが伝わっ ているのか？工事期間にいろいろな意 見が出たときに検討する場はあるの か？	○工事部局としては、アセスとは別の 次元で、工事前の地元説明会、工事 ごとの地元との話し合いにより工事 の影響について理解をもらいなが ら常に行っているため、十分に配慮し ていきたいと考える。
	○工期が10年にも及ぶとなると、アセ スの考え方自体も変化することも考え られるので、もう少し上位段階での複 数の計画（廃棄物処理、生物多様性、 CO2削減、交通システムなど）との整 合性も踏まえた計画として練り直す余 地があるのかどうか？	○アセスの手続き上の議論と事業内容 に踏み込んだ議論が混在していると、 事業者として仕分に苦勞するの で、審議会としての議論なのか委員 としてのアドバイスなのか、明確に 分けて欲しい。 （事務局回答） ○計画アセス的なものについては、今 後、条例改正についての審議の中で 検討していくことであり、現段階で この準備書の審議に盛り込むべきも のではないと考える。
審議会の趣旨 （村尾委員）	○この審議会が受けた諮問は「準備書に 対する専門家としての意見」であり、 準備書に記載されていることがらの言 いすぎや誤りを指摘すること。 ○ただ、せっかくこれだけの専門家が集 まっているのだから、審議とは別に適 切なアドバイスをすることは可能であ ると考える。	（山舗会長） ○審議会の意見と個別のアドバイスと は明確に分けていくということで、 委員、事業者とも了解していただき たい。